

第七十六回国会
衆議院

文教

委員会議録 第二号

昭和五十年十二月十七日(水曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 久保田四次君

理事 河野 洋平君

理事 西岡 武夫君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 謙君

理事 上田 茂行君

久野 忠治君

床次 徳二君

西村 英一君

栗田 翠君

高橋 繁君

出席國務大臣

文部大臣 永井 道雄君

出席政府委員

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省大学局長 佐野文一郎君

文部省學術國際局長 木田 宏君

委員外の出席者

衆議院法制局第一部長 大竹 清一君

文教委員会調査室長 石田 幸男君

委員の異動

十二月十七日

辞任 山崎 拓君

補欠選任 塩谷 一夫君

同日 辞任 塩谷 一夫君

補欠選任 山崎 拓君

同日 辞任 塩谷 一夫君

補欠選任 山崎 拓君

同日 辞任 塩谷 一夫君

補欠選任 山崎 拓君

同日 辞任 塩谷 一夫君

補欠選任 山崎 拓君

同日 辞任 塩谷 一夫君

補欠選任 山崎 拓君

同日 辞任 塩谷 一夫君

補欠選任 山崎 拓君

十二月十三日

義務教育諸学校の用地取得費及び建築費国庫負担率引上げ等に関する請願外三件(近江已記夫君紹介)(第三八九〇号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同外三件(近江已記夫君紹介)(第三九七二号)

同(中島武敏君紹介)(第四二〇二二号)

同(不破哲三君紹介)(第四二〇三三号)

同(増本一彦君紹介)(第四二〇四四号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

同(米原親君紹介)(第四二〇五五号)

林政子君紹介(第四一九二二号)

私学に対する公費助成増額等に関する請願(有島重武君紹介)(第四一九二二号)

産炭地域における昭和五十一年度の教育条件整備に関する請願外一件(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第四一九四四号)

九六	私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願(第一三八八号)	一二二	教育予算増額等に関する請願(近江已記夫君紹介)(第一五六一号)	一四四	同(島本虎三君紹介)(第二〇五一号)	一六八	同(高橋繁君紹介)(第二二五九号)
九七	同(有島重武君紹介)(第一四九三九号)	一二三	東京外国語大学校庭の砂じん被害に関する請願(中島武敏君紹介)(第一六〇二号)	一四五	同(平田藤吉君紹介)(第一九九五号)	一六九	同(山田太郎君紹介)(第二二六〇号)
九八	同(小林政子君紹介)(第一四九四号)	一二四	子供劇場等に助成金交付に関する請願(荒木宏君紹介)(第一六二二号)	一四六	同(平田藤吉君紹介)(第二〇五四号)	一七〇	同(有島重武君紹介)(第二二六二号)
九八	同(小森政子君紹介)(第一四九四号)	一二五	子供劇場等に助成金交付に関する請願(田中美智子君紹介)(第一六一四号)	一四七	同(高橋繁君紹介)(第二二五七号)	一七一	同(佐々木更三君紹介)(第二二六三号)
一〇〇	同(山田雅弘君紹介)(第一三九一号)	一二六	同(中野雅弘君紹介)(第一六一四号)	一四八	同(山下元利君紹介)(第二〇五〇号)	一七二	同(栗田翠君紹介)(第二二五七号)
一〇一	同(山田雅弘君紹介)(第一三九一号)	一二七	同(福岡義登君紹介)(第一六一五号)	一四九	同(清水徳松君紹介)(第二二六一号)	一七三	同(高沢寅男君紹介)(第二二五八号)
一〇二	同(小坂徳三郎君紹介)(第一四九二号)	一二八	同(河村勝君紹介)(第一六九五号)	一五〇	同(公立高等学校新設に対する国庫補助制度創設等に関する請願(清水徳松君紹介)(第二二二二号)	一七四	同(東京外国語大学日新学寮の移転に関する請願(柏谷茂君紹介)(第二二九〇号)
一〇三	同(私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願(梅田勝君紹介)(第一五五四号)	一二九	同(坂口力君紹介)(第一七五二二号)	一五一	同(公立高等学校新設に対する国庫補助制度創設等に関する請願(田中美智子君紹介)(第二二二三号)	一七五	同(私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願(津金佑近君紹介)(第二二九二二号)
一〇四	同(小森信一君紹介)(第一五五六号)	一三〇	同(井上泉君紹介)(第一七八五号)	一五二	同(同(中路雅弘君紹介)(第二二二二二号)	一七六	同(公立高等学校新設に対する国庫補助制度創設等に関する請願(石母田達君紹介)(第二二九三三号)
一〇五	同(平林剛君紹介)(第一五五七号)	一三一	同(公立高等学校新設に対する国庫補助制度創設等に関する請願(平田藤吉君紹介)(第一七五三三号)	一五三	同(同(石母田達君紹介)(第二二六〇号)	一七七	同(同(岩垂寿喜男君紹介)(第二二九四号)
一〇六	同(有島重武君紹介)(第一六〇三三三)	一三二	同(平田藤吉君紹介)(第一八八三三三)	一五四	同(同(岩垂寿喜男君紹介)(第二二六二二二)	一七八	同(同(岩垂寿喜男君紹介)(第二二九四号)
一〇七	同(金子みつ君紹介)(第一六〇四四)	一三三	同(珠算教育の強化に関する請願(田中武夫君紹介)(第一七八三三三)	一五五	同(同(伏木和雄君紹介)(第二二六三三三)	一七九	同(同(伏木和雄君紹介)(第二二六三三三)
一〇八	同(斎藤正男君紹介)(第一六〇五五)	一三四	同(公立高等学校新設に対する助成に関する請願(平田藤吉君紹介)(第一七八四四)	一五六	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)	一八〇	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一〇九	同(庄司幸助君紹介)(第一六〇六六)	一三五	同(公立高等学校新設に対する助成に関する請願(平田藤吉君紹介)(第一七八四四)	一五七	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)	一八一	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一〇	同(田中美智子君紹介)(第一六〇七七)	一三六	同(同(平田藤吉君紹介)(第一八八四四)	一五八	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)	一八二	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一一	同(公立高等学校新設に対する国庫補助制度創設等に関する請願(板川正吾君紹介)(第一五五八八号)	一三七	同(東京教育大学祖師谷農場等跡地の払下げに関する請願(外十五件(越智通雄君紹介)(第一八八〇号)	一五九	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)	一八三	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一二	同(労働学生のための大学夜間部廃止反対等に関する請願(枝村要作君紹介)(第一五五九号)	一三八	同(中国引揚者特別学級専任教員の確保に関する請願(下平正一君紹介)(第一八八一号)	一六〇	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)	一八四	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一三	同(同(久保三郎君紹介)(第一六〇八八)	一三九	同(子供劇場等に助成金交付に関する請願(林百郎君紹介)(第一九九二二二)	一六一	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)	一八五	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一四	同(同(斎藤正男君紹介)(第一六〇九九)	一四〇	同(同(木原実君紹介)(第二〇五二二)	一六二	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)	一八六	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一五	同(公立高等学校新設に対する国庫補助制度創設等に関する請願(平田藤吉君紹介)(第一五六〇号)	一四一	同(公立高等学校新設に対する国庫補助制度創設等に関する請願(清水徳松君紹介)(第一九九三三三)	一六三	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)	一八七	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一六	同(同(平林剛君紹介)(第一六一〇〇)	一四二	同(同(清水徳松君紹介)(第二〇五三三)	一六四	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)	一八八	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一七	同(同(河村勝君紹介)(第一六九六六)	一四三	同(同(私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願(寺前巖君紹介)(第一九九四四)	一六五	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)	一八九	同(同(増本一彦君紹介)(第二二六四四)
一一八	同(同(田中美智子君紹介)(第一六九七七)	一四四	同(同(私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願(寺前巖君紹介)(第一九九四四)	一六六	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)		
一一九	同(同(平田藤吉君紹介)(第一六九八八)	一四五	同(同(公立高等学校新設に対する助成に関する請願(平田藤吉君紹介)(第一九九五五)	一六七	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)		
一二〇	同(同(平田藤吉君紹介)(第一六九八八)	一四六	同(同(公立高等学校新設に対する助成に関する請願(平田藤吉君紹介)(第一九九五五)	一六八	同(同(平田藤吉君紹介)(第二二六四四)		

る請願(青柳盛雄君紹介)(第二六〇三号)	君紹介(第二七六〇号)	同(長谷川正三君紹介)(第二九三四号)	する請願(栗田翠君紹介)(第二八四八号)
一九〇 同(石母田達君紹介)(第二六〇四号)	二二六 同(檜崎弥之助君紹介)(第三〇三四号)	二四六 同(平林剛君紹介)(第二九三五号)	二七八 私学に対する公費助成増額等に関する請願(梅田勝君紹介)(第二八四九号)
一九一 同(金子満広君紹介)(第二六〇五号)	二二七 勤労学生のための大学夜間部縮小、廃止反対等に関する請願(田中美智子君紹介)(第二七六一号)	二四七 同(金子満広君紹介)(第二九三六号)	二七九 同(有島重武君紹介)(第二九一八号)
一九二 同(小林政子君紹介)(第二六〇六号)	二二八 同(有島重武君紹介)(第二八六七号)	二四八 同(小坂徳三郎君紹介)(第三〇二七号)	二八〇 同(小林信一君紹介)(第三〇二四号)
一九三 同(土橋一吉君紹介)(第二六〇七号)	二二九 国立大学の授業料値上げ反対等に関する請願(庄司幸助君紹介)(第二七六二号)	二四九 同(高見三郎君紹介)(第三〇二九号)	二八一 高等学校教育課程の改善に関する請願(福田一君紹介)(第二八五〇号)
一九四 同(中島武敏君紹介)(第二六〇八号)	二三〇 私立学校教職員共済組合制度の改善等に関する請願(寺前巖君紹介)(第二七六三号)	二五〇 同(竹入義勝君紹介)(第三〇三〇号)	二八二 医学書等に関する請願(辻原弘市君紹介)(第二八五一号)
一九五 同(平田藤吉君紹介)(第二六〇九号)	二三一 同(寺前巖君紹介)(第二八五九号)	二五一 同(不破哲三君紹介)(第三〇三一号)	二八三 同(山原健二郎君紹介)(第二八五二号)
一九六 同(不破哲三君紹介)(第二六一〇号)	二三二 同(久野忠治君紹介)(第二七六六号)	二五二 同(深谷隆司君紹介)(第三〇三二号)	二八四 同(横山利秋君紹介)(第二八五三号)
一九七 進学者希望者に高等学校教育保障に関する請願(鈴切康雄君紹介)(第二六一三号)	二三三 同(白井莊一君紹介)(第二七六五号)	二五三 同(米原雅君紹介)(第三〇三三号)	二八五 私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願外一件(有島重武君紹介)(第二八五四号)
一九八 同(土橋一吉君紹介)(第二六一四号)	二三四 同(久野忠治君紹介)(第二七六七号)	二五七 同外一件(小泉純一郎君紹介)(第二八六五号)	二八六 同(梅田勝君紹介)(第二八五五号)
一九九 同(松本善明君紹介)(第二六一五号)	二三五 同(栗田翠君紹介)(第二七六八号)	二五八 同(田川誠一君紹介)(第二八六六号)	二八七 同(紺野与次郎君紹介)(第二八五六号)
二〇〇 同(上田茂行君紹介)(第二六七〇号)	二三六 同(津金佑近君紹介)(第二七六八号)	二五九 同外三件(小濱新次君紹介)(第二九三六号)	二八八 同(松本忠助君紹介)(第二八五七号)
二〇一 同(宇都宮徳馬君紹介)(第二六七一号)	二三七 同(中島武敏君紹介)(第二七六九号)	二六〇 同(岩垂寿喜男君紹介)(第三〇二五号)	二八九 同(山原健二郎君紹介)(第二八五八号)
二〇二 同(河野洋平君紹介)(第二六七二号)	二三八 同(濱野清吾君紹介)(第二七七〇号)	二六一 同(私学助成に関する請願(梅田勝君紹介)(第二八四二号)	二九〇 同(小濱新次君紹介)(第二九二三号)
二〇三 同(小山市二君紹介)(第二六七三三三)	二三九 同(森喜朗君紹介)(第二七七二二二)	二六二 同(浅井美幸君紹介)(第二八四三三三)	二九一 同(田中美智子君紹介)(第二九二四四四)
二〇四 同(塩崎潤君紹介)(第二六七四四四)	三三〇 同(山崎拓君紹介)(第二七七二二二)	二六三 同(東中光雄君紹介)(第二八四四四四)	二九二 同(小林信一君紹介)(第三〇一六六六)
二〇五 同(田中美智子君紹介)(第二六七五五五)	三三一 同(和辻作君紹介)(第二七七三三三)	二六四 同(矢野純也君紹介)(第二八四五五五)	二九三 同(坂口力君紹介)(第三〇一七七七)
二〇六 同(床次徳二君紹介)(第二六七六六六)	三三二 同(安里積千代君紹介)(第二八六〇〇〇)	二六五 同(近江巳記夫君紹介)(第二九一九九九)	二九四 同(庄司幸助君紹介)(第三〇一八八八)
二〇七 同(西岡武夫君紹介)(第二六七七七七)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六六 同(久保田鶴松君紹介)(第二九二〇〇〇)	二九五 同(多田光雄君紹介)(第三〇一九九九)
二〇八 同(福田篤泰君紹介)(第二六七七八八)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六七 同(東中光雄君紹介)(第二九二一一一)	二九六 同(辻原弘市君紹介)(第三〇二〇〇〇)
二〇九 同(山田久就君紹介)(第二六七九九九)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六八 同(村上弘君紹介)(第二九二二二二)	二九七 同(林百郎君紹介)(第三〇二一一一)
二一〇 中国引揚者特別学級専任教員の確保に関する請願(林百郎君紹介)(第二六六九号)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六八 同(村上弘君紹介)(第二九二二二二)	二九八 公立高等学校新設に対する助成に関する請願(栗田翠君紹介)(第三〇二三三三)
二一一 私学に対する公費助成増額等に関する請願(栗田翠君紹介)(第二六八〇号)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六八 同(村上弘君紹介)(第二九二二二二)	二九九 同(平田藤吉君紹介)(第三〇二四四四)
二一二 医学書等に関する請願(栗田翠君紹介)(第二六八一号)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六八 同(村上弘君紹介)(第二九二二二二)	三〇〇 中国引揚者特別学級専任教員の確保に関する請願(中村茂君紹介)(第三〇二五五五)
二二三 私立学校教職員共済組合制度の改善等に関する請願(寺前巖君紹介)(第二六八二号)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六八 同(村上弘君紹介)(第二九二二二二)	三〇一 勤労学生のための大学夜間部廃止反対等に関する請願(坂口力君紹介)(第三〇二六六六)
二二四 国立大学の授業料値上げ反対等に関する請願(庄司幸助君紹介)(第二六八三三三)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六八 同(村上弘君紹介)(第二九二二二二)	三〇二 勤労学生のための大学夜間部縮小、廃止反対等に関する請願(荒木宏君紹介)(第三〇二七七七)
二二五 産地地域における昭和五十一年度の教育条件整備に関する請願(木島喜兵衛)	三三三 同(粕谷茂君紹介)(第二八六一一一)	二六八 同(村上弘君紹介)(第二九二二二二)	

ればならない点として、「こう大臣は約束をされたわけでございます。したがって、直ちにはいかならないにしても、三月十九日に提起して今日までの間に文部省並びに学術国際局等々でこの問題についてどのような検討が行われ、現在どのような状態になっているかの御報告をまずお聞きしたいと思ひます。

○木田政府委員 先回以来御指摘がありましたように、共同利用研が広くいろいろな立場の研究者の方に利用できるようにしていくべきだということとは、私も御指摘のように考えておるところでございます。ただ、いま御説明がございましたように、公務員という制度のあり方から考えますならば、常勤、非常勤という国家公務員の職しか置かれない、それ以外の人の関係というのは研究所の職員としての立場に立ち得ないということがございますので、その点の打開を、現に国立機関、国立大学の国家公務員の職にない人を持つてきます場合には、審議会の委員その他に見られますような非常勤の職としてこれを国のポストにお迎えするという以外に、とり得る方法がございません。

そこで、共同利用研のある部分につきまして、現在でも非常勤講師という形で大学にいろいろな研究者、教官の御参加を得ておるわけでございまして、共同利用研の中にもそういう形で民間の方々をお迎えをするというシステムをつくることのできないか。このことにつきましては若干やはり予算上の手当てその他も加えなければなりませんので、大きな数にはなっておりませんけれども、いま置かれております六つの共同利用研究所につきまして、研究体制として非常勤のポストを考えながら、そこに幅広く国家公務員以外の方を受け入れる方法を何とか工夫してみたい。予算の中でも一部そうした要求も入れまして、いま最終的な事務当局との折衝をいたしておる段階でございます。

○嶋崎委員 非常勤として予算措置上やることは、いままでできてきたのです。私のこの間の

質問の意味は、現行制度で公務員制度というものを前提にすると、たとえば共同利用研究所のプロジェクトのチーフになったりするようなことが事実上できない、予算措置と関連してできないという制約があるということなんですね。私は、教育公務員特例法の教員というものの持っている職の特殊性というものを考えれば、教特法の二十一条で言っている考え方で運用していくように運営規則その他を変えればできるのではないかとこのことを主張していただければいいのではないかと答弁です。いままでどおりであつて、制度そのものにメスを入れるという回答ではないと受け取れますが、いかがですか。

○木田政府委員 研究所の実際の運営は、これは法律上の制度の上にある工夫がありまして、研究所の研究者たちの努力によつて動いていくことにならうかと思うのでございます。いままで制度上責任ある研究者としてのポストに常勤の職以外の人がつき得なかつたという観念をとつておりましたために、現実の運営につきましても、そのままその観念が生きておつたということがあらうかと思ひます。しかし、非常勤のポストをもつて他の民間の職についている人をお迎えするということがありまして、これを運営上かなり責任のある研究者としての仕事をしたいという運営上の工夫について、研究所内における理解、了解というものができ上がつてまいりますならば、おのずから事態は違つたものになつていくであらう。これは現在語学について迎へ入れております客員教授の場合にも同様でございます。制度上は外国人の語学教師というものが国家公務員でないという、これはもうやむを得ない実態があるわけでございますけれども、しかし、そうした外国人教師が自分の指導した学生に対する責任ある学習効果の判定その他を行つておるといふ事実はあるわけでございます。教育の場の運営は、そういう実態をもとに、外国人教師の位置づけもまた大学の運営上の立場をより多く高めていくように、予

算上の体制その他を整えていくことができませんならば、おのずから運営の実態も変わつていくものがあり得る、こう期待をしておるわけでございます。

○嶋崎委員 いまここで結論はまた出ないテーマでございます。いま局長のおっしゃつてゐることは、文部省の側からいまの運営や何かを変えていくに必要は諸前提をつくつていくという行政上の措置について話されておりますが、現実の法規そのものは、この間も細かに議論しましたように、最初から私立大学の教官は排除されているという認識に立つような理解が行き渡つてゐるのが現実でございます。したがって、そういう現実を打開していく指針が出てこない、運営上そういうものを積み重ねていくという条件がまた生まれまいわけでございます。そんなわけで、いまの答弁は、わかつたやうでやつぱり依然としてなかなかコンクリートには事が運ばない回答なんですけれども、そういう意味では、いつもこの委員会の答弁というのは、国会のいわゆる答弁みたいなもので、検討すると言つてみたつて、いつまでたつても非常にあいまいでございます。だから、重要な問題を指摘していただいて検討しますと大臣が約束してゐるのですから、委員会の答弁で答えるような手段じゃなくて、もっと具体的な回答が出るように、今後さらに問題を出していきましから、検討していただくということを約束していただきたいと思ひます。どうですか、大臣。

○永井国務大臣 いわゆる国会での答弁で、検討すると言つただけで事実上運ばないということとは、非常に不適切なことでございます。

そこで、問題の共同利用研究所につきましては、ただいま木田局長から御答弁申し上げたとおりであります。それでは運営をわれわれが考え、また先生御指摘になつた方向で努力していかないと、そうではなくて、これは教授、助教援の場合でございますけれども、一例を申し上げますと、大阪の国立民族博物館の場合、大学院教育に協力するという問題につきまして、梅棹所長と

ずつと話し合いを続けまして、その結果、梅棹所長からすでに発表になりました。それは何であるかという点、同博物館と関係大学との間で大学院教育への協力について話し合いをした結果、昭和五十一年度から同博物館には大阪大学及び関西学院大学から大学院生を受け入れ、民族学に関する研究指導を行うことに合意した。このため、同博物館は、大学院生受け入れのための受託学生制度を設けることの検討を開始し、特に国立の研究機関に私立大学の大学院生を受け入れて教育をすることは、国立と私立の連携を促進するという観点から意義深いと考えている。この受託学生制度の具体的内容については、博物館として検討中であるが、すでにその大綱は決定しているということである。十一月十三日付梅棹所長から大阪で記者会見をされました。これは、実は梅棹所長にもお願いを申し上げ、具体的な運営において、この場合は研究のための教育でございますが、関西学院大学という具体的な私学でございますが、進めたい。こうしたものが一つの例になりました。私は事実上検討すると申し上げていたことが積み重ねられていく。そうしたことは、次第にいわば常識的な慣行になつていくという方向で、私たちはいままである程度の努力を申し上げてきた。その御報告を申し上げて、単純にただ検討して、あとは運営でございますというので、何にもしないという考えではなく、先生の御指摘の点というものをいまのような方向で進めてきている一例として申し上げます。

○嶋崎委員 私の質問は共同利用研究所ですから、学生の、大学院生の委託研究とか交流とかいうのは、国立と私立との間のコミュニケーションをよくしていくというやうな、ちよつと焦点の違う質問で前回はございました。私の質問は、共同利用研究所における研究所の運営の問題に関連しての国立大学の教官と私立大学の教官の参加の仕方における差別とでも言われるやうな事態をどう打開するかという問題だったので、そういう意味では御努力はほかのサイドから攻めていか

れるという一つの例証ではありませんが、問題の核心には、まだちっとも触れていないということとを、その例では回答にならないわけでございませう。そのことで、ここで結ぶる意思はありませんから、前回問題の所在を明らかにしている点を今後とも検討を進めていただくということを改めて申し添えておきたいと思ひます。

○佐野(文)政府委員 いわゆる独立大学院に相当するものについて、予算要求はいたしております。ただ、今回の法改正が実施されますことを前提として、後期三年のみの博士課程については二大学について要求をいたしております。

○佐野(文)政府委員 お茶の水女子大学におきまして人間文化研究科、それから静岡大学におきまして電子科学研究科、この二つの研究科でございます。

○嶋崎委員 お茶の水女子大学としてかなり高いランクの大学ですから、そういう試みは問題がなさそうなのですが、静岡の場合は電子科学、正確には何と申すのか、電子科学研究科、三年のドクターですね。これについて、これはいままです。

○佐野(文)政府委員 静岡大学は、いわゆる戦後大学院になった新制大学の工学部の中で、御指摘のように付置研究所を持っております唯一の大学といふことができます。この電子工学研究所といふのは非常に長い電子工学についての研究の伝統と業績がございます。これを中核といたしまして、さらに大学の工学部なりあるいは最近設けられた浜松医科大学の医療電子科学の分野も協力をいたしまして、広く学際領域における研究教育の進展を電子科学の分野において図ろう、こういう

趣旨のものでございます。

○嶋崎委員 この電子科学研究科のドクター三年のコースについて、いまおっしゃったように工学部や浜松の医大等々のスタッフを含めて学際領域の研究科を興そうという計画のようですが、大学の内部で問題はありませんか。

○佐野(文)政府委員 この構想につきましては、大学の内部で十分に検討されて、この方向で全学を挙げて推進を図ろうということでございますので、問題はございません。

○嶋崎委員 スタッフの問題について、いまおっしゃったような幾つかの学部ないし他の大学のスタッフを集めていくことに関連して、でき上がってくる過程、途中には、物を創設していく過程には、何もかもすかすかといふことはないものだと思いますけれども、そのスタッフの集め方、スタッフの構成の仕方、研究テーマの考え方、こういう問題については、私が聞き及んだところでは学内にまだ問題が残っているようでございます。

○佐野(文)政府委員 それは、文部省、われわれが言うべきことではございませんが、そういう意味で、こういう付置研究所をバックにして研究科を興していく際の大学の運営の組織、それから研究体制、こういうものについてはいままです。

○嶋崎委員 手だてを、いつもただ予算をつけて誘導していくだけでなくて、考えておいていただきたい問題があるように思ひます。そういう意味で、予算がついて動き出すのですから問題がないと思ひますけれども、内部ではまだ少し問題がくすぶっておりますから、その辺も配慮の上で対処していただきたいといふことを申し添えておきたいと思ひます。

○佐野(文)政府委員 研究科の新設につきまして、博士課程の場合は、秋田大学の医学部が完成年次に達しますので、ここに医学の研究科を設けたい、あるいは筑波大学につきましても、従来の計画に従って博士課程を置いてまいりたいといふことがございます。そのほか修士の課程につきましても、従来どおり教育研究体制を整備され、整ったものにつぎまして順次修士を置いてまいりたいといふことで、これらを合わせますと、九大学十四研究科を新設をいたしたいといふふうに考えております。

な、これらのほかに、すでに研究科が設けられておりますところに専攻をさらに整備をするという点で、これまたいわゆる独立専攻と申しますか、学部、学科にとられないでつくっていく専攻が四大学五専攻、それから従来の学部、学科の上に置いてまいります研究科の専攻が十三大学十六専攻、これらを現在概算要求中でございます。

○嶋崎委員 後でまとめて申し上げますけれども、いま二つ質問したのは、いわば学部を持たない大学院、そういうものとか、今後の独立大学院、連合大学等々、この学校教育法の一部改正に伴つていろいろな形が動いていくと思ひますが、この間学校教育法の一部を改正する法律案を前国会で継続審議になったわけですが、その途中で附帯決議をめぐって委員会が議論がございました。その附帯の第一には、政府は大学院の目的、性格の重要性にかんがみ、こういう大学院のいろいろな個別の具体化に当たっては、一つは「現行の大学制度の理念を十分に尊重すること」、もう一つは「既存の大学の内容の充実と努めること」、この前提をはっきりさせた上で、こういう大学のいろいろな研究体制、大学院制度の改革とでも言いましょうか、そういう問題を並行して考えていかなければならぬといふので、いままでの大学のマスターだとかドクターといふものは押さえてしまつて連合大学に持つていくとか、または、よそのいままでの大学の大学院を充実させることよりも、独立した学際

領域や専門領域を生かすためのこの独立大学院構想に力がかかることも言ひましようか、そつちに誘導がかつていくとかいふようなことのないように、調和のとれた大学院の研究体制といふものを充実させていくという前提で、この大学制度の理念を生かすことと現行の大学制度の理念を生かすこと、これは学校教育法で言っているところのいわば総合大学的な考え方を一方に堅持しつつそれを充実させていくといふこと、いままでの制度から今回の法改正によつて新たな大学院の制度といふものが生まれてくる、それを並行して充実させていくといふ意味の附帯をこの委員会でも申し合はせているわけでありますから、そういう観点でいまのお茶の水や静岡の電子科学研究科のような問題と同時に既存の大学の研究科等々をさらに充実、発展させていくという両輪で事を進めていくという、歯どめになるような、また、文部省の方でもそれを当然前提にしていくというそういう考え方を今後とも堅持していただきたいという意味でいま質問をしたわけでございます。

前回のこの学校教育法の一部改正の中で非常に大きな問題になったのは、技術科学大学院の問題でございます。技術科学大学院の問題は、私の質問に社会党の木島委員も関連質問をいたしまして、簡単に言えば、技術科学大学院は、仮にいまの法を改正しても、現行の学校制度を前提にした法律の枠を超えた創設を意味するといふ趣旨の議論があつたと思ひます。つまり、高等専門学校といふのは大学ではないわけであつて、いままでの大学は大学の上に大学院といふものを載せていくという考え方、マスターがあり、ドクターがあるという考え方であつたわけですから、高専の上に大学院といふものに相当する技術科学大学院といふものを構想すること自身、そこには学校教育法でいう大学の上でできる大学院とは違った意味を持つてくる。そういう意味でこの技術科学大学院といふのは、過去に高専をつくつた経過からしても大学院を構想する前提でできたものでないだけに、その上に大学院をつくつていくといふこと

は制度的にも無理、運用的にも無理だ。だから学校教育法の改正がこれを前提にして構想しているならばこの改正は問題があるという議論が本委員会各委員から出されております。この点について、文部省の方ではその後どういふ検討をして、この技術科学大学院の問題と今度の法改正とをどのように関連づけて考えていくか、検討されたことがあるやに聞いておりますが、御説明願いたいと思います。

○永井國務大臣 前国会で私どもの方から御説明を申し上げました技術科学大学院というのは、ただいま先生が御指摘になりましたように、主として高等専門学校卒業者を対象といたしまして、実践的な技術の開発を主眼とした大学院レベルに重点を置いた教育研究機関ということでございます。

そこで、その制度上の位置づけにつきまして調査会を設けて御検討を願ってまいりましたが、以前はいわゆる独立大学院として、大学院とそれに進学するための教育を行う大学院の下二年の特別な課程というものが構成されるものと考えられていたわけでございます。ところが、前国会において諸先生方の御審議がございました。そこでその御審議の趣旨を勘案いたしまして、さらに大学設置審議会初め各方面からの御意見を承りました結果、次に申し上げる二点の方向において考えたいということでございます。

第一点は、進学のための二年の課程が学校教育法上の位置づけにおきまして制度的に不明確であり、学生の処遇上にも問題があるということでございます。したがって第二点といたしましては、この大学、本学の性格というものは、実質的な技術教育を行っております工業高等学校の卒業生にも適合するものであることから、工業高等学校卒業生にも進学の道を開きます、そういう意味においては四年の学部ができるわけでございます。そしてさらにそのほかに、他方において三年次におきまして高等専門学校卒業者のための大幅な編入定員というものを置くようにいたし

て、通常の四年制の学部と修士課程を持つ大学とすることがより適切であるという結論に到達いたしました。現在その方向で準備を進めている、こういうことでございます。

○嶋崎委員 大体わかりました。いままでの高等を大学の学部というふうに延長し再編をして、そして将来、その上に大学院というものをつくっていくという意味で、いまの学校教育法で考えられている制度に合ったものに改編をしていく、そういう趣旨で今後発足をしていくことになるであろうというところでございます。

そうしますと、さしあたって、いまの学校教育法の改正での独立大学院というのが直ちにその法改正に伴って動き出すというよりも、いまのところその枠から外に出ていて、そして今度の学校教育法の一部改正は、技術科学大学院構想というものは一応のけられた中で、今後その問題については委員会でもう一度議論をしていただくということになって、枠外といえますか、改正の枠外の制度の問題として今後検討して明らかにする、そういう趣旨に理解してよろしいですか。

○永井國務大臣 ただいま先生が御指摘のような趣旨に御理解いただいて結構でございます。

○嶋崎委員 それで前国会の改正をめぐる一つの大きな問題点が解決できたと思えます。

そうしますと最後に残ったのは、前国会でも議論がされておりましたが大変不明確であったのは、たとえば独立大学院の場合は共同利用研究所だとか付置研究所、まあ付置研究所の場合は中の研究科になりますけれども、共同利用研究所を前提にした独立大学院という構想が今後動き出すということになるわけですが、そういう場合にも連合大学院であれ独立大学院であれその大学院の組織それから財政的な裏づけ措置それからその運営の仕方等々が今後の課題ではあります非常に漠然としておりました。参考人をお呼びしたときも、連合大学院構想というものは構想としてはいいけれどももたてそれを、たとえば教官で言うならば新潟大学なら新潟大学の専任の教授が連合大学院に

出向するのか、連合大学院が今度は主たる仕事の場であつていままでの大学から籍が外れるのかどうか、連合大学院を充実するに必要なスタッフを確保する際には単なる兼担ではどうにもならぬわけですから、専任の教官を置くということについての今後の予算措置それから大学運営のあり方等々、まだ問題点が非常にたくさん残されたままだということが参考人の意見でも出ておりました。

まずそういうところから本委員会では各党が寄りまして第三番目の附帯決議がついたわけでございます。この第三番目の附帯決議はしたがって非常に重要な問題なんです。「高等教育のあり方について総合的に再検討すること」という大変意味のある、浅くくれば浅い、深くくれば大変深い意味を持った言葉でございます。その後「かつ、今後の本委員会の意見並びに設置予定大学院の教育研究関係者その他学識経験者等の意見を十分に取り入れ、その構想を明確にするよう特に配慮すること。」この附帯決議案で申し合せているわけでございます。ここで言っているのは本委員会の意見というのがまず一つありますね、それから設置予定大学院教育関係者その他学識経験者の意見を十分に取り入れる、つまり新しい構想の大学院や研究機関を考えるに当たって、いままで考えられてきた高等教育のあり方について一度検討しつつ委員会各党の一致を得るような事前の討議があつて、そしてまた専門家の意見を聞きながら改革の方向に持っていく、こういう趣旨のものでございます。

いま申し上げましたように連合大学院にしても独立大学院にしてもまだ問題が詰まっていなくて多々ありますし、そういう点を今後いい方向に持っていくためのステップとしてそういう制度的な運用を今国会でやたらどうかという趣旨の附帯決議案でございます。この附帯決議の考え方について局長並びに大臣の所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○佐野（文）政府委員 御指摘のように独立大学院

についての設置基準等が具体的に示されていないことはそのとおりでございます。改正法の成立を待ちまして大学設置審議会等にお諮りをして、独立大学院が設置される場合の基準等についての検討を急ぎたいと思ひます。それから個々具体の構想が出てまいりました場合の対応の仕方は、もちろん関係者の御意見を十分に伺ひ、そしてこの法案の審議に際して行われました御審議の趣旨を十分に体しまして慎重に検討していくつもりでございます。

○嶋崎委員 この附帯決議は大学院の問題に関するものなんですけれども、各党がこの附帯決議を出したのには一つの意味があります。それは民間から出られた永井大臣が――衆議院のこの委員会は、いままで教育関係では強行採決の連続でございました。前国会の後半も、私は私学統制法と言っていますけれどもあれがちょっとやこしい強行採決になつてけしからぬと思つておりますが、いずれにしてもいままでは大学問題に関するものは全部強行採決だったと判断してもいいくらいのことです。事が処理されてまいりました。そういういままでの経緯を反省して、自民党も含めて各党がこの委員会においては、こういう大学院改革の方向、新構想大学と言われるような問題が今後審議されるにはそれ以前に十分なるコンセンサスを得るための努力をしよう、そして本当に百年の将来を見越して慎重な審議ができるという運営をやろうということが、今度の学校教育法の一部改正を一つのきっかけにしましてこういう附帯決議案を設けようというふうになつた背景だと思ひます。したがっていましてこの附帯決議案はいままでのように、たとえばさっきの共同利用研究所に関連して附帯決議がやはりあるのです。ところが附帯決議というものとはかく通過させるための手段として形骸化している傾向があるが、そういうものじゃなくて、大学院という日本の学術研究体制を今後どういう方向に充実していくかを考えるに当たっては、本委員会は十分なる審議ができ、そしていままでのような運営にならないような方向に持っていく

という精神がこの附帯決議案に貫かれている。そういう意味で、永井大臣のこの時期につくった附帯決議案という意味で現在のところ大変重視しているわけでございます。これは前国会の後半にこの問題を通すに当たって各党の理事で議論されて出てきたものでございます。そういう意味におきましてこの附帯決議案は今後の大学改革等々について非常に重要な申し合わせであることを大臣や文部省の方でも確認をしておいていただきたいと思いますのでございます。そういう意味でこの学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を文部省、大臣、局長としては、この決議案が採決されれば尊重していくということを確認していただきたいと思います。

○永井国務大臣 ただいま嶋崎委員から御指摘がございました附帯決議の三点でございますが、この三点を尊重いたしましてわれわれが文教行政を進めていきますことは大学の採来発展——この場合には大学院でございますが、その発展を図っていきます上で本委員会における各党のお立場を超えた先生方の御意向であるということをお私たちとしてはまず十分その意を体したいと考えております。そしてこの三つの点を十分に尊重いたしまして、大学院の発展のために努力をいたしたい、このことを改めて私どもの決意として申し上げる次第でございます。

○久保田委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 ちょっと関連ですけれども、先ほどこの法律案の具体的な問題の一つとして高専の問題があったわけですが、大臣がさっきちょっとおっしゃったことで、そうすると年度の技術科学大学には高専の三年次からはいれるの。——大臣はうんと言っているが、局長はこう首を振っている。三年からはいれるの。

○佐野(文)政府委員 高専の卒業生が大学の三年次に編入するということでございます。

○木島委員 高専の三年次からはいれないの。

○佐野(文)政府委員 制度としては編入の可能

性はもちろんあるわけでございます。しかし、技術科学大学を構想している場合の受け入れの仕方として、それを本来予定するというようなことは考えていないわけでございます。

○木島委員 予定せぬけれども、はいれる資格はありますか。

○佐野(文)政府委員 高専を三年次修了いたしました、高校卒と同じように一年次に入ってくる資格があるわけでございます。

○木島委員 実際にはどうでしょう。非常に多くなると想定しませんが、高専の三年が終ったときに技術科学大学の方に、これは編入じゃありませんよ、入るという可能性は大変強くなりませんか。

○佐野(文)政府委員 今度の技術科学大学の新しい構想の場合の一年次の入学者の受け入れ方法というのは確かに問題がございます。いま考えているのは、工業高校の卒業生を主として受け入れようということでございます。そのために入試科目なりあるいは推薦入学の制度を活用いたしまして趣旨を達成しようということを考えているわけでございますが、そのときに工業高校の卒業生と並んで高専の三年次卒業生の希望が非常にふえてくるかどうか問題になりますが、私どもはその要請は強いものにはならないであろうと考えております。

○木島委員 ぼくは大変よいになると思うのです。というのは、一つは、それは先ほどお話しのように、高専の五年次を卒業して大学の三年に行くのも大変よいになりますね。なぜなら今日学校教育法からいいますと、あれは五十五条かな、大学は四年ということと原則にしているのですから、しかし、今日の大学への進学率の希望からいっても、あるいは就職からいっても、これは短大程度の年限と学部では大変違うわけです。したがって、できるならば三年のときから一貫した大学の学部に入った方が、三年卒業から入った方がよくなるという傾向はふえてきませんか。ぼくはそうなると思う。

○佐野(文)政府委員 技術科学大学の場合には、いわば工業高校なりあるいは高等専門学校で行われております実践的な技術の開発とかあるいは実質的な技術教育というふうな方向をより高度なものに伸ばしていこうという趣旨のものでございませう。そういう意味では工業高校なりあるいは高等専門学校における教育との関連を考えて修士の段階まで一貫した教育課程を考えていこうという趣旨のものでございます。そういう意味では、いわゆる大学へ高専の途中から編入をしていくという形とはいささか趣旨を異にするところがあると思えます。そういう意味で、技術科学大学の場合に高専の三年次から技術科学大学の方へ入ってくるということが一般的な形になるとは思えない。ただ他の大学の方へ高専から方向転換をして三年次から入っていく者がふえていくかどうかという点は確かに慎重に推移を見なければならぬ問題の一つであると思えます。

○木島委員 その推移を見守るか見守らないかということは、一つは想定をしない——私はこのことで大学が大変変則になるおそれがあると思うのです。もしも三年次卒業から新しい大学の方に入ってくる数が増えれば、高専の四年次、五年次というものの数が非常に減ってきます。大学の三年次、四年次に編入されるか、さもなければ高専を五年で終わって就職するかという二つしかないわけですからね。四年次、五年次に残るのは非常に大変なことになると思う。しかも高専からはきつと大学に大幅に編入になりますね。高専だけでやめるといふ人よりも、技術科学大学院大学の三年次、四年次に入る希望者は非常に多いに思われると思う。そう想定できるでしょう。すると、高専というのは一体どういうことなんだろうかと、高専というものの意味があるのだろうか。もしも高専の三年次から、それは枠がありますからはいれるかはいれないかは別として、技術科学大学院は希望者が非常に多いに思われる。そして高専の五年次を終わった者の大部分がまた大学に入っていくという希望者が多いに思われるとすれば、高

専とは一体何だろうかということが、先ほど大臣の高専に対する御方針から、ちょっと気になるのです。

同時にまた、大学の方もカリキュラムが大変ですね。というのは、工業高校と高専の三年次までのカリキュラムもずいぶん違いますね、それが一本になる。同時に大学の三年次、四年次は、大学の一年、二年のカリキュラムの進め方が工業高校から入る者と関係がありますからね、そして今度高専の五年次から編入されると、またカリキュラムが大変ですね、過去のカリキュラムが違うのですから。そうなると、率直に言って実は窮余の一策として考えてこられたことであらうと思つけれども、この技術科学大学院というのは、一つは高専の袋小路をどうしようかということの窮余の一策、それだけじゃありませんけれども、という前提があったわけでしょう。実はそのために高専そのものが一体どうなるのだろうか、これは少し先を見通してやらないと、今日高専はずいぶんたくさんありますから、この高専というものは一体どうなるのだろうかということの方が、この間から一つの問題になっております高専から大学院に行くということの、その足りない二年間をどうするかという問題は解決しましたけれども、そのことによつて現在たくさんある高専は一体どうなるのだろうかということが、私は大変心配な気がするのです。その辺の想定を将来はある程度見通さなければならぬだろうと思うのです。いかにせん判断ではならぬだろうと思うのです。その点の見通し、むしろ大臣に聞きたいと思うのです。

○永井国務大臣 私はかように考えているわけでございます。これは関係方面において、先ほどそれこそお話ししましたように、検討していただくことですが、高専というのと、いままでの普通科を卒業したとして入った工学部と違うと思つています。どこが違うかと言いますと、高専というのは中学校を卒業した後に、より実習とか技術の現場との接触というものをもちながら教育を行つ

ていくという点で普通科卒の工学部というものと形が違っている。そういうもので一つの完成教育だと思ひます。そして今度で済ます技術科学大学というものも、これは高専と性格が似ておりますがそこで袋小路にならない。袋小路にならないがどこがいまままでの工学部と違うかと言うと、私はこれは工学関係の先生の御意見を承つたのでありますが、現在の工学部よりも実習的研究というものを強化していく、そういう方向であるというふうに理解をいたしております。

他方、工業高校というのはどういうものであるかと言いますと、これも普通科的な高校ではなくて、すでに高校段階において非常に実習というものと接触をしながら技術者になつていく勉強をしていくんだと考えます。

そうしますと、それぞれが一つの完成教育である。ただいま先生のおっしゃいましたように恐らく重要な問題として生じてまいりますのは、技術科学大学の最初の二年時のカリキュラムの構成のところだと思ひます。高専の場合にもいわゆる一般教養的なものが現在含まれております。そうしたものを踏まえて、そしていま申し上げたように実際の現場的な要素というものをいままでの工学部より重んじながらやっていく学校としてでき上がる。そうすると高専の人はそこで完成教育を受けて技術科学大学に入ってくる方ができやすい姿であつて、もしも高専の三年でやめまして技術科学大学に入ってくるということになりますと、恐らく考えられますのはカリキュラムの構成次第ですが、そこで一般教養的なものがもう一度出てくるということになりますと一種の繰り返しになる。他方、高等工業高校の人たちにつきましては一般教養というか、基礎工学という言い方も最近はおひきかして、基礎工学的な傾向を持った一般教育と思ひますが、工業高校を出た人はその最初の二年時のところでそういう学習を行つていくのではないか、かようなことを諸先生から伺つてきておりますが、こうしたカリキュラムの具体的な構成方法というものが先ほど先生が御提示になりました問題との関連において非常に重要である。

した問題との関連において非常に重要である。

いま私が申し上げたような方向で事態が進展いたします場合には恐らくどういふことが起こるかと言ふと、先生が御心配になつたような形の方ではなく、やはり高専は高専で完成教育でして三年時に入つてくる。ですから、他方一年時からの入学の人は、むしろ工業高校を卒業した人になつていく、こういう方向ではなからうかと思ひます。

○木島委員 大臣のおっしゃることはそれなりにわかるのです。同時に私も高専の一貫教育、実技と申しましうか、実習をよけいにするといま大臣おっしゃいましたが、そういうものは多分に大学の理学部や工学部の理論、机の上から真理を深求するものと実技の中から真理を見つけ出していく、そういうものが今日まで、日本では実技の中からというものが欠けておつたという点では私は評価をする。したがって大臣はそういう意味でも両立するところの意味があるんだということをおっしゃつたんだらうと思ひます。

けれども、そのように大臣が構想されても、学生からするならばやはり高専の三年時卒業後の者はよけい希望をするであらうと見通せるのではないのか、入れないと言ふわけにはいかない。高専の三年時卒業の証明をされている者を技術科学大学の学部に入れることはできないなどと言ふことはできないわけですね。

そして技術科学大学のそのカリキュラムに合つたものを基礎に高専の三年時卒業の者はよりよけい持つておると言えるでしょう、実技を中心とするところの大学なら。するとむしろ入学率は工業高校よりも高いかもしれない。そしてまた高専の五年時を卒業すると、これまた短大出よりも就職の関係その他からいへばさらに大学に編入するという希望が多くなつていく。すると高専というのはい体どうなるのだという見通しを、理念ではなくて実際にどう動くだろうか、理念でつくつても学生がそう動いたらその大学の存在は意味なくなりますが、そこがどうなるだろうかという見通しを、いま大臣はそういう方向で予算要求もされ

ているからそのことはここでは固執されなければならぬかもしれない。だから私はここで一か八かというところで決まるような状態じゃないと思ひます、率直に言つて、私とここでいま議論をしたからといって、しかし問題点だけはあつたであらう。

そのことを見通さないでやつたところに実は高専の矛盾があつたんです。今日の高専の矛盾というのはもつと先を見なかつたところに、単線型の日本の学校形態の中からあつたものを出したその矛盾が実は技術科学大学院をつくらうという発想の一つになつた、あの袋小路ができたから。というやうなことを再び繰り返すことはいやですか、そういう立場で先の見通しをいまかちつと持たないか、せんならぬじゃないですか。いまここでやるかどこでやるかは別としまして、いまあな

たは予算要求をしていられるでしょう、大臣の立場として。それは木島君、君の言うことは確かにそうだが、だからやめたまえ、予算要求を切りかえるなといふわけにはいかぬでしょうからね、本音とたてまえがときどき違ふといふのはその辺になつてくるのだ。しかしそういうことを抜きにした、先を見ないと高専の矛盾を再び繰り返すことをしたくない。

私は、これまた一つ問題がありますけれども二つの道があると思つたんです。いまの皆さんがおっしゃるものと、高専を全部いろいろな大学に合してしまふ、三年時は付属高校にする、その方がいまの学校教育体系の単純化ができますね。単科大学にしてしまふ、付属高校にする、その間は一貫教育があつてもいい、そして実技を中心とするところのものがあつていい、私はむしろそのことの方が教育形態全体からいってよいのじゃないのか、かつての高専をつくつたときの矛盾というものをこのときにむしろ解決できるのじゃないのかとすら思ふのです。これもまたいろいろ問題がありますよ。ありますけれども、大きな目で見たらその方がいいんじゃないだろうかという気がしてゐるのです。ちよつとどうですか。

○佐野(文)政府委員 技術科学大学の予定をいたしておきます規模の考え方についてむしろ御説明をしておいた方がよろしからうと思ひます。

技術科学大学は前回の国会でも御説明を申し上げましたように高等専門学校を卒業した後にさらに進学を希望する者がおひね一〇%というふうにおひきかして、現在一般大学に編入して進学しております者が約二百五十名ございますが、それとあわせて技術科学大学でこの進学の需要にこたえらうといふことを考えているわけでございます。当面、現在予定して創設準備を進めております二校の整備に全力を挙げるといふことを考えております。そういうことからいたしまして、技術科学大学が創設されるということが、直ちに現在の高等専門学校全体の全体について非常に大きな影響を及ぼすという意味で及ぼすといふことはなからうといふやうなことを考えております。

○木島委員 これはこの法案から外れた問題になつてまいりましたから、大学院大学をつくるというこの法案からは高専問題が外れたわけでありますから、これはきょうここでとんとん議論せねばならないといふものではないだらうと思ひます。ただ、私がここであえて関連質問で申し上げたものは、予算が通りまふと一通るか通らないかいまの経済状態から言つてわかりませんけれども、技術科学大学というものの新しい大学ができるかどうかという点にも予算全体の問題から、財政上の問題から問題がありますけれども、もし通りまふとやはりこの議論というものはとんとん詰めるければならぬだらうと思ふのです。ただ、そのときに、予算が通つたからまたごり押し、と言ふと少し言葉があれだけれども、そこで問題が出て、しかし予算が通つたのだからどうしても法律を通さなければならぬ、それでやらなければならぬ、いま私がちよつと提起しましたように、問題が多くなるのだという問題が出てきますね。そのときに、いろいろ問題があるのだけれども、予算が通つたのだから法律を通さなければならぬといふこと

いう点を申し上げまして、この内容とともに、これについての経緯の御説明にかえたいと存じます。

○山原委員 一般的に言つて、修正案を出す場合には、その付近の関連した法条項というものについての修正を出すというのあたりまえだと思ふのですが、これは修正案を出す側の立場から考えてみますと、一般的にどういふふうになっていきますか。

○大竹法制局参事 ただいま先生がおっしゃいましたように、その修正をする部分を当然調べまして、それに関連する条文を一応すべて全部当たるわけでございます。それは要するに、私どもの担当しております数人が一緒にずっと当たつておるわけでございますが、何らかのときにふつと盲点が出るということはもうどうしてもございまして、それはおっしゃる通りに、その修正部分だけの案文をどうするかではなくて、その規定が他のところはどういう形で引用されているか、準用されているか、それは条文を全部当たつて作業はいたしております。もちろん作業はいたしておりますが、完璧を期してはおりますが、こういうミスが発生するということは、ないように努力いたしておりますが、出ることが絶無とは言えない、こういうことでございます。

○山原委員 ちょっといまこちらで当時の経過を調べてみたのですが、第七十二国会におきましていわゆる教頭法の問題でかなり激しく対立をいたしました。そして最終段階に自民党の修正案が出、そして最後に民社党の修正案が出まして、そして自民、民社の共同修正という形でこれが通つていくわけですね。その際に、社会、共産、公明はこの委員会に入つていなかったという事象があるわけですね。それが当時の現状だと思ふのです。

そうしますと、私はいま法制局の方に質問をしてゐるのですが、あるいは文部省と同じだと考えてもいいと思ふのですけれども、言いかえれば、あの非常に混乱した状態の中であつても、修正案を出した側の一つは大きな責任がある、原因が

あるということに当然指摘しておくべきだと思ふのです。というのは、修正案を出す場合には、それはかなり精密に検討して、この条項を修正する、その場合にはこれに関連した他の条項について、あるいはほかと大きな修正の場合には他の法律についての修正をしていくという、こういう精密な修正が出されなければならぬにもかかわらず、あの際の強行した委員会におけるこのミスの原因をつくつたのは、修正をした両党の側に責任があるというふうな考えざるを得ないので。

それからまた、もう一つの責任は、これが出まして、この法律が通りましてから、しかも一年数カ月にわたつてこれを放置してきた。法律は存在している。しかも便宜的な取り扱いはできるといふお話ですけども、法律としては確かに不十分なまま、しかも気がついておるにもかかわらずこれを今日まで放置してきたという点では、文部省法制局にも私は責任があると思ふのです。この点で文部省の見解を伺つておきたいと思ひますし、またいづれ、理事会でも話が出ましたように、委員長からもこれについての注意があると私は確信をしておるのですが、その前に一言、文部省の選延をした理由について伺つておきたい。

○佐野(文)政府委員 私どももいたしまして、衆議院法制局と十分な連絡をとりまして理事会に事態の御報告を申し上げる等、適切な措置をとるべきであつたというふうな考えております。それを行ひませんでしたことについては、まことに申しわけなく存じております。

○山原委員 次の問題ですが、この学校教育法の一部改正の問題につきまして、本年の六月三十日に横須賀市小原台の防衛大学を視察しました坂田防衛庁長官が記者会見をいたしました。次のように述べております。防衛大学卒業生に対し学士号を授与するほか、防衛大学に大学院を設置するよう文部省とも協議し実現に努力をしたい。また、防衛大学卒業生について国立大学がその大学院への受け入れを拒否する例が見られるが、これらについて長官はこれを正すのは政治家の任務だと考

えている。そしてさらに、この問題については大学側とも話し合つていきたい。それから次に、学士号を授与したりあるいは大学院設置などが実現すれば防衛大学在校生の士気も上がり中途退学者も少なくなろう、こういう発言をしておるのでございしますが、このような協議が防衛庁側から文部省の方にありましたでしょうか、伺つておきたいのです。

そして同時にもう一つの質問としまして、このたびの改正というのは防衛大学校の大学院構想と言われるものと何らかの関係があるかどうか、この点も伺つておきたいのです。

○佐野(文)政府委員 ただいま御指摘のございまして諸点のうち、学士号の問題につきましては事務的に連絡があつたというふうに私も聞いております。ただ学士号の問題というのは、防衛大学校というものは、これは防衛庁設置法に基づく特別の学校でございますから、その卒業生が学士を称するといふことは学校教育法の規定に照らして好ましくない、そういう態度で私どもは事務的には現在折衝をいたしております。

大学院の問題については、私の方では全くまだ協議がございしません。いづれにいたしまして、このたびの法改正と防衛庁の方でお考えになつているといま御指摘のありました大学院の構想とは全く関係がございしません。

○山原委員 坂田防衛庁長官はもと文部大臣でありますから何か勘違いしておるのか、防衛庁設置法によれば「防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関」であるといふふうに出ております。さらにまた設置法の三十三条二項には「自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行なう」となつておりました。まさに学校教育法の問題とは関連はしてお話のあつたようにならないと思ふのです。こういう点ではもし合意がなされるような場合、これは明確な態度をとつていくべきだといふふうに考えますので、その点を

申し上げておきたいと思ひます。次に、この法律につきまして幾つかの点を私も時間の関係がありますから箇条書きにして読み上げますので、これについて明確、しかも簡潔な御答弁をいただきたいと思ひます。

一つは、独立大学院等の新構想大学院の整備にのみ力を注いで博士課程の新設を含め既存の大学、大学院の整備充実をおろそかにするようなこととはないのかという問題であります。これは当然いままでの審議の過程でも既存の大学、大学院の整備充実ということが日本の学術研究にとつてきわめて重大であるといふことをわれわれの側は主張してまいりました。またそれに対して一定の見解を表明をされておるわけでございますので、その点明確な御答弁をいただきたいのであります。

○永井國務大臣 ただいまの既存の大学、大学院の整備充実をどうするか、おろそかにするようなことはいいか、これにつきまして申し上げます。このたびの改正は、大学院についての新しい試みに道を開くものでございまして、わが国の大学院の充実発展のために既存の大学、大学院の充実に努力することは基本的に重要であることは言うまでもございせんので、今後その方向で努力をしてまいりたいと考えております。

なお、博士課程の新設につきましては、わが国の研究者の需給関係等を考慮しつつ、新構想のものであると既存の形態のものであるとを問はず、長期的な見通しに立つて慎重に対処いたしたいと考えております。

○山原委員 その慎重な対処の問題が先ほど崎、木島両議員が話された、先ほど附帯決議の問題が出されましたけれども、その最後の条項にあるものだと思います。

次の質問ですが、独立大学院や後期三年のみの博士課程の設置に当たつては、たとえば教員数、施設設備等についての形式的審査のみで十分とするのではなく、大学の自治、研究の自由の保障など大学の理念にふさわしいものであることを確認をして行つべきであると思ふが、どうでしょうか。

この点についても先国会でもかなり話し合いがなされておるわけでございますが、これについて明確な御回答をいただきたいのであります。

○永井国務大臣 独立大学院は、学校教育法上の大学の一形態として設置を認められるものでございますから、学校教育法に定めております大学の目的、性格に合致するものでなければならぬというところは当然であると考えております。

また、後期三年のみの博士課程につきましても、大学の組織の一部としてその設置が認められるものでございますから、当然大学の理念に沿うものでなければならぬと考えております。

○山原委員 第三点といたしまして連合大学院の問題です。連合大学院の設置に当たっては、その管理運営が基礎となる大学の意向を十分反映をしまして、緊密な連携のもとに行われるべきものであると考へます。また、その点も審議の中で主張してまいったのでありますが、これについてどのようにお考えになっておるか伺いたしたいと思います。

○永井国務大臣 連合大学院につきましては、多数の大学等の協力によって設置されるものでございます。これらの大学の意向と調和を保った管理運営がなされることは当然でございますから、個別の計画の審査に当たってこの点について十分留意いたしてまいりたいと考えております。

○山原委員 以上で私の質問を終わります。

○久保田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○久保田委員長 この際、本案に対し三塚博君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。三塚博君。

学校教育法の一部を改正する法律案に対する修正案 正案

〔本号末尾に掲載〕

○三塚委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となっております学校教育法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明を申し上げます。案文は、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正案の趣旨は、専修学校制度の創設を内容とする学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十九号）の制定に伴い、本案における大学院の名称の使用制限等に係る規定について所要の整理をしようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○久保田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 これより原案及び修正案について討論に入ります。別な討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、三塚博君外三名提出の修正案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、修正部分を除いた原案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 次は、ただいま修正議決いたしました本案に対し、橋橋進君外四名より、自由民

主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。橋橋進君。

○橋橋委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案（案）

政府は、大学院の目的、性格の重要性にかんがみ、いわゆる独立大学院の個別の具体化に当たっては、本案審議における各意見、すなわち、一 現行の大学制度の理念を十分に尊重すること

と

二 既存の大学の内容の充実に努めること

と

三 高等教育のあり方について総合的に再検討すること

などを重視し、かつ、今後の本委員会の意見並びに設置予定大学院の教育研究関係者その他学識経験者等の意見を十分に取り入れ、その構想を明確にするよう特に配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

本附帯決議案の趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもつて趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ委員各位も御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○久保田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

この際、本附帯決議に対し、政府の所見を求めます。永井文部大臣。

○永井国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を尊重し、今後とも十分に御意見を拝聴して努力してまいりたいと存じます。

特に、個別の独立大学院構想の具体化につきましては、第一に、独立大学院を大学の一つの形態として位置づける趣旨に基づき、学校教育法に定める大学の理念を逸脱することのないよう、十分留意いたしてまいりたいと思ひます。

第二に、独立大学院と既存の大学との連携、協力関係を重視いたしますとともに、独立大学院が、既存の大学院の整備充実と相まって、わが国大学の充実発展に資するよう配慮してまいりたいと思ひます。

第三に、独立大学院が一般の高等教育制度と有機的関連を保ちつつ発展いたしますよう、高等教育制度全般のあり方との関連を総合的に考慮、検討してまいりたいと思ひます。

なお、これらの検討等を行うに当たりましては、個別の構想の関係者の御意見はもちろん、大学設置審議会を初め関係団体、学識経験者等の御意見に十分耳を傾けてまいる所存でございます。

○久保田委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、事務当局に一言申し上げます。

ただいま学校教育法の一部を改正する法律案は修正議決されましたが、今後、法律案の立案、修正案の作成につきましては、事務当局において十分注意されるよう望みます。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時三十分開議

○久保田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の審査を行います。

今国会、本委員会に付託されました請願は全部で四百五十七件であります。

請願日程第一より第四五七までの各請願を一括して議題といたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。

各請願の内容につきましては、文書表等によりすでに御承知のことでありまして、さらに先刻の理事会におきましても慎重に御検討願いましたので、この際、紹介議員からの説明等はこれを省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは採決いたします。

請願日程中、第一〇一、第一一六ないし第一二〇、第一三二ないし第一三六、第一四五ないし第一四七、第一五〇ないし第一六二、第一六六、第一七五ないし第一八二、第一八六、第一八七、第一八九ないし第一九六、第二一二、第二五六ないし第二六〇、第二七七、第二八一ないし第二八四、第二九八、第二九九、第三〇五ないし第三一二、第三三六ないし第三四一、第三四三、第三四四、第三五二、第三五五、第三五六、第三六一、第三六六、第三六七、第三七五、第三七六、第三九九ないし第四〇二、第四〇五、第四〇六、第四〇九ないし第四一二、第四三一ないし第四三五及び第四五五の各請願は、いずれも採決の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する

委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久保田委員長 なお、念のため申し上げます。

今国会、本委員会に参考送付されました陳情書は、国立大学における社会科学系学部の拡充等に関する陳情書外二十五件であります。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「行なう」を「行う」に、「及び大学院」を「大学院及び大学院の研究科」に改める。

第六十七條に次のただし書を加える。

ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位を有する者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

第六十八條中「博士」の下に、「修士」を加える。

第六十八條の二を第六十八條の三とし、第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の二 教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三條の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第七十條の九中「第六十八條の二」を「第六十八條の三」に改める。

第八十三條第二項中「学校の名称」の下に「又は大学院の名称」を加える。

第六十八條の二中「第六十八條の二」を「第六十八條の三」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称についての経過措置)

2 この法律の施行の際現に大学院という名称を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるものの以外の教育施設は、改正後の同法第八十三條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の名称を用いることができる。

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第一号から第三号まで及び第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は一個の研究科を置く学校教育法第六十八條の二の大学」を加える。

(私立学校法の一部改正)

4 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「及び大学院」を「大学院及び大学院の研究科」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十條第一項第三号中「大学院」の下に「大学院の研究科」を加える。

第五十九條第十項第二号中「若しくは大学院の研究科」を削る。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行の際学校法人の設置する大学に現に置かれている研究科の名称については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄

附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

理由

教育研究上特別の必要がある場合においては、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができるとする等大学院制度の改善等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案に対する修正案

学校教育法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六十八條の二の改正規定の次に次のように加える。

第七十條中「第五十條第四項」を「第五十條第五項」に改める。

第七十條の九の改正規定中「第七十條の九中」の下に「第五十條第四項」を「第五十條第五項」に加える。

第八十三條第二項の改正規定中「第八十三條第二項」を「第八十三條の二第一項」に改める。

附則第二項中「各種学校」を「専修学校、各種学校」に、「第八十三條第二項」を「第八十三條の二第一項」に改める。

昭和五十年十二月二十三日印刷

昭和五十年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局